

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と 県営水道の統合協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合（以下「統合」という。）に向け、統合に係る事項を協議することを目的として設置する。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会にオブザーバーを置くことができるものとする。

(協議事項)

第4条 協議会は、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関する覚書（以下「覚書」という。）による合意に基づき、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

(1) 統合に係る基本事項（覚書の見直しを含む。）

(2) 統合基本計画の作成

(3) 前各号に掲げる事項の他、統合に必要となる事項

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長3人を置く。

2 会長は、千葉県知事の職にある者をもって充てる。

3 副会長は、千葉県企業局長、九十九里地域水道企業団企業長及び南房総広域水道企業団企業長の職にある者をもって充てる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、議長は会長が務めるものとする。

2 会議の議事は、委員（出席できない委員がいる場合には、委員及び代理の者）の全員の賛成で決する。

3 委員は、やむを得ない事由で協議会に出席できない場合には、代理の者を出席させることができる。

4 会長は、やむを得ない事由により協議会を開催することが困難な場合において、協議会への提案事項を記載した書面を委員に送付し、全ての委員が当該提案事項に書面又は

電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、当該提案事項を可決する旨の協議会の議決があったものとみなす。

(幹事会)

第7条 協議会を補佐し、協議会への提案事項の協議調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

(部会)

第8条 幹事会を補佐し、幹事会への提案事項の協議調整を行うため、協議会に部会を置く。

2 部会は、必要に応じ、専門的事項の検討を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

(市町村等調整会議)

第9条 幹事会への提案事項について、関係市町村等が協議調整を行うため、九十九里及び南房総の各地域に市町村等調整会議を置く。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、千葉県総合企画部水政課に事務局を置く。ただし、市町村等調整会議については、その事務局を九十九里地域においては九十九里地域水道企業団に、南房総地域においては南房総広域水道企業団に置くものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月19日から施行する。

別表（第3条関係）

団体名	役職名	備考
千葉県	知事	会長
	企業局長	副会長
匝瑳市	市長	
東金市	市長	
山武市	市長	
大網白里市	市長	
茂原市	市長	
九十九里町	町長	
横芝光町	町長	
一宮町	町長	
睦沢町	町長	
長生村	村長	
白子町	町長	
長柄町	町長	
長南町	町長	
館山市	市長	
勝浦市	市長	
鴨川市	市長	
南房総市	市長	
いすみ市	市長	
大多喜町	町長	
御宿町	町長	
鋸南町	町長	
九十九里地域水道企業団	企業長	副会長
南房総広域水道企業団	企業長	副会長